

夜間に人工透析で通院している人へ

福岡県腎臓疾患者 福祉給付金（後期分）

- 対象者 次の全てに当てはまる人
 - ◆ 県内に住んでいる
 - ◆ 身体障害者手帳を持っている
 - ◆ 夜間の人工透析治療（治療開始時間が午後5時以降）の回数が1ヶ月5回以上

- ◆ 次のいずれかに当てはまる
 - ・ 自宅から医療機関までの距離が片道10km以上
 - ・ 通院のため公共交通機関またはタクシーの運賃を1ヶ月2,000円以上負担

- ※タクシー利用の場合は、領収書による証明が必要
- 対象期間 令和5年10月～令和6年3月

給付金 月額2,000円

- 必要なもの ①申請書②通院証明書③債権者登録申出書④住民票謄本（世帯全員の分）⑤申請者と配偶者・扶養義務者の令和4年分の所得を証明するもの（令和5年度市県民税課税証明書など）⑥通帳のコピー
- ※①～③は申請先で配布
- ※④～⑥は初めて申請する人のみ提出

- 申請期限 4月1日㈪
- 申請と問い合わせ先 福祉サービス課障がい福祉担当 ☎(580)1852 FAX(573)8083

福岡県腎臓疾患者
福祉給付金（後期分）

するか、全額支払った後で新しい健康保険に医療給付分を申請してください。

- 問い合わせ先 国保年金課国保年金担当 ☎(580)1846

資格喪失後に国保の 保険証を使わないで

次の場合、市で交付する国民健康保険被保険者証（保険証）は使用できません。

◆職場の健康保険に加入したとき

職場の健康保険証の「認定年月日（交付日ではありません）」以降

◆他市町村へ転出したとき

転出先の市町村で交付される保険証の「資格取得日（もしくは適用開始年月日）」以降

- 第1期大野城市地域福祉計画 地域に暮らす全ての人が、自分らしくすこやかに生活できる地域共生社会の実現を目指すための計画です。
- 第2期大野城市地域福祉計画（新館3階） ☎(580)1891
- 第3期大野城市障がい児福祉計画

障がいのある人が、自分らしく、心豊かに、暮らすことができるまちづくりを進めるための計画です。

計画を策定しました

- 3月29日㈮ 午後5時まで ◆新型コロナワクチン接種コールセンター ☎(580)1892
- 4月1日㈪から ◆健康課感染症対策担当（すこやか交流プラザ1階） ☎(501)2222

4月1日㈪から 「新型コロナワクチン接種」に関する窓口が 変わります



新しい保険証が届く前に病院で受診するときは、医療機関などに相談

- 閲覧場所 ◇市役所1階福祉サービス課◇市ホームページ◇行政資料室（市役所新館3階）
- 問い合わせ先 ①福祉サービス課福祉政策担当 ☎(580)1851 ②福祉サービス課障がい福祉担当 ☎(580)1852 FAX(573)8083